

諸手当可否表

		扶養手当	住居手当	通勤手当	単身赴任手当
定員内職員	指定職俸給表適用者	×	×	○	○
	上記以外	○	○	○	○
再雇用職員		×	×	○	×
特定有期雇用教職員	特定医療技術職員、年俸制でない特定教員(注1)	○	○	○	○
	上記以外	×	×	×	×
有期雇用教職員	医員、医員(研修医)	×	×	○ 注2	×
	上記以外	×	○ 注3	○ 注2	×
時間雇用教職員	法科大学院特別教授/准教授、専門職大学院特別教授/准教授	×	×	×	×
	上記以外	×	×	○	×
外国人教師、外国人研究員		×	×	○	×
役員	常勤	×	×	○	○
	非常勤	×	×	○	×

注1:平成20年達示第8号による改正前の国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則第2条第1号に掲げる特定教員(年俸制でない)をいう。

注2:契約期間が1月以上ある場合に限る。

注3:契約期間が3月以上ある場合に限る。

住居手当

(1)支給要件について

A. 本人の居住する賃貸住宅

自ら居住するための住宅(※)を教職員又は教職員の扶養親族が借り受け、居住し、月額 12,000 円を超える家賃(共益費、管理費、光熱水費等を除く。)を支払っている場合

※ 以下に掲げる住宅は対象外

- ・ 京都大学職員宿舎、公務員宿舎等
- ・ 教職員の扶養親族が所有する住宅
- ・ 扶養親族でない配偶者若しくはその扶養親族が所有し、又は借り受けた住宅(教職員と共同で借り受けた場合を除く。)
- ・ 同居している親族が所有する住宅
- ・ ホテル・ウィークリーマンション等の一時的な滞在(1月以上居住する予定のもの(同じ契約内であれば別室・別棟も可)で、生活の拠点と見なしうる場合を除く。)

※ 出張、海外派遣、入院等により一時的に賃貸住宅を離れている場合には、引き続き居住しているものとみなす。

B. 配偶者等の居住する賃貸住宅

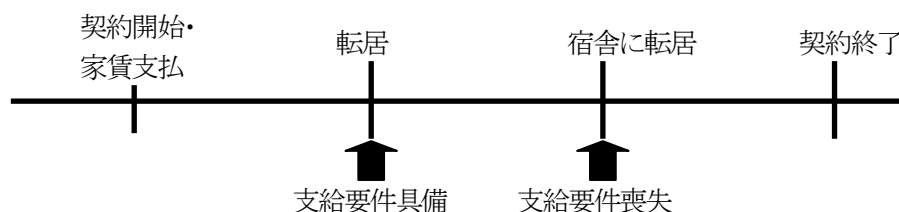
単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、当該住宅に配偶者が居住し、月額 12,000 円を超える家賃(共益費、管理費、光熱水費等を除く。)を支払っている場合

※ 単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者がない場合は、単身赴任手当の支給要件に係る子が居住している住宅をいう。

(2)届出が必要な場合について

次に該当するときは届出を要し、事実が生じた日後速やか(※15日以内)に届出すること。

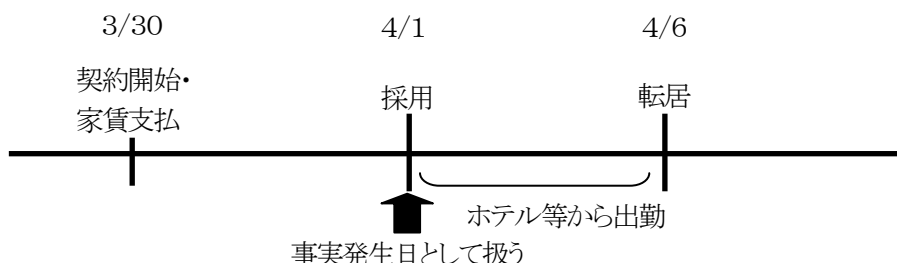
- 新たに教職員となった者で支給要件を満たしている場合
- 新たに支給要件を満たした場合
- 住居手当を受けている教職員で、転居、家賃額の変更等があった場合



※異動(採用及び出向含む)に伴う転居の事実発生日の取り扱いについて

発令日当初は支給要件を満たしていなかったが、6日以内に転居して支給要件を満たした場合、発令日を事実発生日として扱う。

- ・居住要件のみを満たしていない場合に限る。
- ・契約・家賃支払が発令日までに開始されていない場合は、対象外。



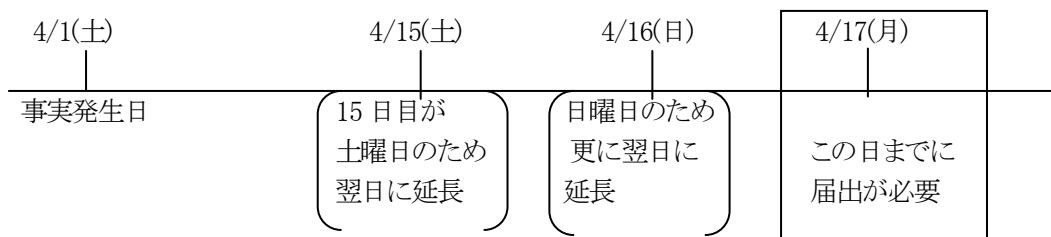
※15日以内の計算方法について

届出に係る15日の計算は、事実が生じた日の翌日(その事実が午前零時に生じた時はその日)から起算し、15日目が休日等(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～翌年1月3日、創立記念日(6月18日)及び夏季休業日をいう。)に当たるときは、その翌日まで延長される。

- ・事実発生年月日の翌日から起算・・・b(転居), c(転居)
- ・事実発生年月日から起算・・・a, b(借主変更), c(家賃額の変更)

(例)4月1日(土)採用の場合

15日目が土曜日に該当しその翌日に延長されるが、その日も日曜日のため、17日(月)まで延長される。



(3)支給額について

A. 本人の居住する賃貸住宅

- a. 家賃が 55,000 円以上.....27,000 円
 - b. 家賃が 23,001 円以上 55,000 円未満.....(家賃額-23,000 円) × 1/2 + 11,000 円
 - c. 家賃が 23,000 円以下.....家賃額-12,000 円
- } 百円未満切捨て

B. 配偶者等の居住する賃貸住宅

「A. 本人の居住する賃貸住宅」で算出される額の2分の1の額(百円未満切捨て)

※ 上記家賃には、共益費、管理費、光熱水費、敷金、礼金等は含まれない。

なお、家賃に共益費、管理費が含まれていて分割不可の場合は、含まれた額で算出する。

※ 家賃に食費又は光熱水費が含まれていて分割不可の場合は、手当額を算出する際の家賃額は次

のとおりとする。

- ・家賃に食費が含まれている場合・・・家賃額の100分の40
- ・家賃に光熱水費が含まれている場合・・・家賃額の100分の90

(4) 支給の始期, 終期及び支給額の改定について

(ア) 支給の始期(採用, 転居等により新たに支給要件を満たした場合)

- ・事実発生年月日から15日以内に届出の場合
→ 事実発生年月日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から支給
- ・事実発生年月日から15日経過後に届出の場合
→ 届出日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から支給

(イ) 支給の終期(退職, 転居等により支給要件を喪失した場合)

届出日にかかわらず事実発生年月日の属する月(その日が月の初日の場合は, 前月)まで支給

(ウ) 支給額の改定(転居, 家賃額の変更等により支給額が改定される場合)

a. 増額改定の場合

- ・事実発生年月日から15日以内に届出の場合
→ 事実発生年月日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から改定
- ・事実発生年月日から15日経過後に届出の場合
→ 届出日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から改定

b. 上記 a. 増額改定の場合以外の場合

届出日にかかわらず事実発生年月日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は, 当月)から改定

(5) 支給日について

支給月又は改定月(有期雇用教職員については, その翌月)の俸給支給日(ただし, 給与計算に間に合わない場合は, 翌月以降の俸給支給日において複数月分を調整のうえ支給)